

1. 件名

三菱原子燃料（株）における加工事業変更許可等に関する面談

2. 日時

令和5年9月7日（木） 16時05分～16時10分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

猪俣安全管理調査官、野村主任安全審査官、内海安全審査官、

青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 安全法務課 1名

5. 要旨

○原子力規制庁から、令和5年7月20日及び令和5年8月31日に相談のあった内容について、許可等との関係の確認結果を主に以下のとおり伝えた。

- ・事業所外から譲り受ける核燃料物質の取扱いについては、当該核燃料物質が許可を受けた仕様に適合するものであること、また、譲り受けた後の取扱いが許可を受けた加工の工程によるものであることから、本件は許可の範囲の事項であると考えらる。
- ・コールドトラップの温度計の更新については、温度計は消耗品であり、既認可の設工認の記載に変更が生じないこと、また、変更後の温度計が変更前と同等以上の性能を有することから、設工認の申請は不要である。
- ・核燃料物質を取り扱う台車等の移動範囲の変更については、既認可の評価の範囲内であることから、設工認の申請は不要である。

なお、台車等の移動範囲については、保安規定において管理をしていることから、保安規定の変更の必要性を検討すること。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

なし

以上